

住まいと暮らしの再出発をサポート。

R7.12版

能登半島
地震等で
被災された方の
ための



住まいの 再建支援 ハンドブック





目次

| | |
|----------------------|-----|
| 再建方法と特徴 | P3 |
| 自宅を建設する・購入する | P5 |
| 自宅を修理する | P9 |
| 民間賃貸住宅に住む | P11 |
| 復興公営住宅に住む | P13 |
| 支援制度の活用例と負担額目安 | P19 |
| 各種支援制度 | P21 |
| お問い合わせ先 | P26 |

～ 住まいを検討するにあたって ～

まずは、**家族**や**身近な人**と、
これからの住まいや暮らしについて
話し合ってみてください。

これから、どこで生活をしていきたいですか？

住まいの何を大切にしたいですか？

将来、どんな生活を送っていきたいですか？

ライフイベントの例

結婚
出産

子どもの
進学・独立

退職

介護

自由記述欄



再建方法と特徴

選ぶときのポイント

再建場所

再建に
必要な予算

周囲との
相談

1. 自宅を建設する・購入する



長所

- 住まいの大きさや部屋数を自由にできます
- 戸建ての場合、周囲に気を使う必要がありません

短所

- 住宅の取得や維持管理には、多くのお金がかかります
- 建設する場合、工事に時間がかかる場合があります

2. 自宅を修理する



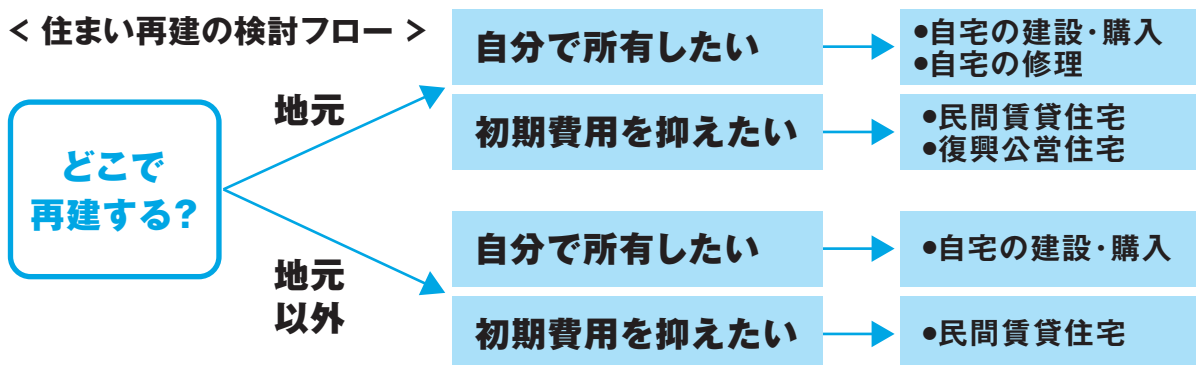
長所

- 住み慣れた地域で暮らせます
- 自宅の建設・購入と比べて少ないお金で済みます

短所

- 工事に時間がかかる場合があります

< 住まい再建の検討フロー >



3. 民間賃貸住宅に住む



長所

- 生活スタイルに合わせて場所や部屋を選べます
- 建物の維持管理に悩む必要がありません

短所

- 周囲に気を使います
- 周囲は知らない人が多いかもしれません

4. 復興公営住宅(災害公営住宅)に住む



長所

- 住み慣れた地域で暮らせます
- 建物の維持管理に悩む必要がありません

短所

- 場所や間取りの選択肢は多くありません
- 収入状況によっては、将来、家賃が上がるかもしれません



自宅を建設する・購入する

1. 事前に考えたいこと

① 自宅を修理できないか、専門家に相談しましょう

② 土地の安全を確認しましょう

洪水や土砂災害などのリスクを、地域のハザードマップで確認しましょう。

Q

ハザードマップはどこから見るの？

国が提供する「ハザードマップポータルサイト」
を見てください。洪水、土砂災害などの
身の回りの災害リスクを確認できます。



③ 資金計画を立てましょう

収入状況や保険金、様々な支援制度を確認して、再建に充てられるお金を見積もりましょう。

必要な費用

- ▶ 建設工事費
- ▶ 付帯工事費（地盤改良や電気・給排水、外構工事など）
- ▶ 土地購入費
- ▶ 諸経費（登記費用や火災・地震保険料など）
- ▶ 毎年の税金や維持管理費

支援制度

※受給要件や金額は制度により異なります。詳細はP21~をご確認ください。

- ▶ 被災者生活再建支援金
- ▶ 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- ▶ 自宅再建利子助成事業給付金
- ▶ 被災宅地復旧支援事業
- ▶ 転居費用助成
- ▶ 能登創生住まい支援金
- ▶ 二重ローン負担軽減
- ▶ 市町独自の支援制度

4. 被災者向け住宅ローンを利用する

(住宅金融支援機構が提供する被災者向け住宅ローンのご紹介)

災害復興住宅融資



利用できる人

半壊以上(補修の場合は一部損壊以上)

融資限度額

5,500万円

(土地を取得しない場合4,500万円、補修の場合2,500万円)

高齢者向けの
返済方法等

親子リレー返済

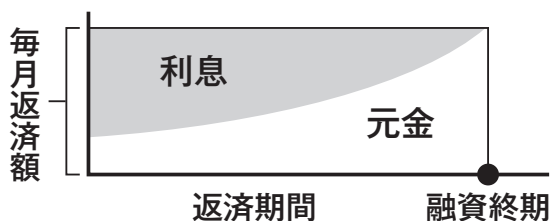
本人の収入だけでは十分な金額を借入できない場合、子や孫を連帯債務者とすることで、収入合算により**借入可能額を増額**したり、子や孫の年齢により**返済期間を柔軟に設定**できます。

親孝行ローン

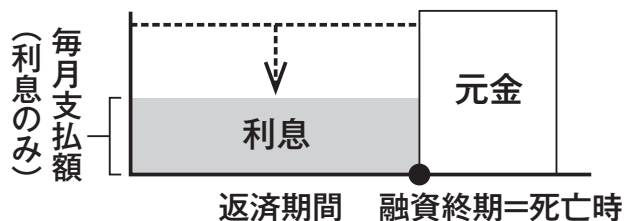
被災した60歳以上の親のために、子や孫が融資を申し込みます。
子や孫が融資を申し込むため、親の収入状況は問いません。

返済イメージ

〈災害復興住宅融資〉(元利均等返済の場合)



〈リバースモーゲージ型住宅ローン〉



リバースモーゲージ型住宅ローン〔災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）〕



| | |
|--------|---|
| 利用できる人 | 60歳以上かつ半壊以上（補修の場合は一部損壊以上） |
| 融資限度額 | 以下のいずれか低い額 ①建設費と土地評価額の6割 ②5,500万円 （土地を取得しない場合4,500万円、補修の場合2,500万円） |
| 特徴 | ① 自宅と土地を担保に融資を受ける ② 毎月の支払いは利息のみ ③ 元金の返済方法は3通り ・申込人が亡くなられたときに土地や建物を売却して返済 ・申込人が亡くなられたときに相続人が元金を一括して返済 ・申込人がご存命中に元金を返済 |

Q

返済はいつまで続くの？

申込人全員がお亡くなりになるまでです。
ご存命中は、利息相当額を毎月お支払いいただきます。



Q

子供や相続人に借金が残ることはない？

土地や建物を売却した上で債務が残ったとしても、相続人に請求しません。



相談窓口

住宅金融支援機構
災害専用ダイヤル

☎0120-086-353（通話無料）
受付時間9時～17時（祝日、年末年始を除き、土日も受付）

このほか、民間金融機関においても災害復旧ローンや金利優遇などを実施している場合があります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



自宅を修理する

1. 専門家にきいてみる

建築士等に、被災された住宅の建替えや修繕、構造・施工等の技術的な相談ができます。

相談例

- ・家を修理すべきか、建て替えるべきか迷っている。
- ・どのような修理をする必要がある？

<住まいの再建相談・受付窓口>

電話番号：**☎0120-123-688** 受付日時：月～金（祝祭日を除く）9時～17時

Q

修理はどこに頼めばいい？

「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」のホームページでは、対応可能地域・工種ごとに、協力事業者をリストで紹介しています。



※その他、住宅相談全般を受け付け、適切な窓口をご案内します
<震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ>
電話番号：**☎0120-868-616**
受付日時：月～金（祝祭日を除く）10～12時、13時～15時

支援制度

※受給要件や金額は制度により異なります。詳細はP21～をご確認ください。

- ▶ 被災者生活再建支援金
- ▶ 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- ▶ 自宅再建利子助成事業給付金
- ▶ 住宅耐震化促進事業
- ▶ 被災宅地復旧支援事業
- ▶ 能登創生住まい支援金

2. 応急修理制度を使う

地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。屋根や壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な部分が対象です。

費用の限度額

- ▶ 半壊以上 … 70.6万円以内
- ▶ 準半壊 …… 34.3万円以内

※地震による被災の場合
※限度額を超える部分は
自己負担となります



3. 住宅修理トラブルに注意

災害に関連した住宅修理トラブルに注意が必要です。
おかしい、困ったと思ったら、早めに相談しましょう。
ご近所で困っている方がいたら、教えてあげてください。



- 契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者を比較検討しましょう。
- 不安をあおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じないようにしましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます。

相談窓口

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

住まいるダイヤル ☎0570-016-100 または ☎03-3556-5147



民間賃貸住宅に住む

1. 民間賃貸住宅の選び方

- 住みたい地域、間取り、家賃等の希望条件を整理しましょう。
- 物件の周辺環境(公共交通機関、スーパー、病院、騒音)を確認しましょう。
- 駐車場やエレベーターの有無、ペット飼育の可否を確認しましょう。

2. 民間賃貸住宅の探し方

① お近くの不動産屋さんへ行く

条件に合う物件を提案してくれます。
内見や契約のサポートが受けられます。

② インターネットで探す

希望する地域や条件を選択して気軽に探せます。



例: 石川県宅地
建物取引業協会
(8100.JP)

必要な費用

- ▶ 家賃 ……………〔石川県全域の家賃平均〕
単身:約4.2万円 4人世帯:約6.5万円
※令和5年住宅・土地統計調査より。地域により家賃相場は異なります。
- ▶ 共益費、敷金・礼金、仲介手数料、火災保険料、家賃債務保証料など

支援制度

※受給要件や金額は制度により異なります。詳細はP21~をご確認ください。

- ▶ 被災者生活再建支援金
- ▶ 民間賃貸住宅入居助成
- ▶ 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- ▶ 転居費用助成

3. 契約するときに気を付けたいこと



貸主(大家さん)とのトラブルを避けるために、契約内容をよく確認し、理解した上で契約しましょう。不明な点があれば、契約を結ぶ前に不動産業者や大家さんに確認しておきましょう。

- 入居時及び更新時に必要な費用を確認しましょう。
- 原状回復の範囲、内容等を確認しましょう。
- 退去や解約の手続きを確認しましょう。

4. 入居中に気を付けたいこと

- 隣人など周囲の方への配慮が必要です。
- 勝手に部屋を貸したり同居人を増やしたりすることはできません。
- 勝手にリフォーム・改修はできません。
- 備え付けの設備(エアコン・給湯器など)の不調や水漏れ等のトラブル時は、管理会社や大家さんに連絡してください。





復興公営住宅に住む

1. 復興公営住宅とは

災害により住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災世帯のために、市町が国の助成を受け整備する賃貸住宅(公営住宅)です。

2. 整備予定について

現在、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町で建設が予定されています。
市町ごとの整備計画や担当窓口は、県ホームページに掲載しています。



3. 入居対象世帯について〔原則〕

▶ **災害により住宅を失った世帯**で、住宅に困窮している世帯

全壊

中規模半壊



被災した住宅を解体済
または解体予定の世帯

大規模半壊

半壊

- 長期避難世帯も対象となります
- このほか、暴力団員ではないこと、住宅再建のための支援制度を受けていないことなどの条件を満たす必要があります

支援制度

※受給要件や金額は制度により異なります。詳細はP21~をご確認ください。

▶ **被災者生活再建支援金**(基礎支援金)

▶ **公営住宅入居助成**

▶ **地域福祉推進支援臨時特例給付金**
(家財給付金、自動車給付金)

▶ **転居費用助成**

4. 家賃について

- ▶ 入居世帯の所得や部屋の大きさ等により変わります。
※詳細の家賃目安はP15をご覧ください
- ▶ 入居後の家賃は、前年の所得や住宅の経過年数等により毎年見直されます。

世帯ごとの家賃のイメージ(輪島市)

| 世帯の例 | 家賃の目安 |
|---|--------------------------------|
| 1人世帯 60代前半の単身者(会社勤め) (世帯年収約300万円) | ■ 50㎡:3.8万円/月 ■ 60㎡:4.5万円/月 |
| 2人世帯 年金暮らし70代夫婦 (世帯年収約300万円(220万円+80万円)) | ■ 60㎡:2.7万円/月 ■ 70㎡:3.1万円/月 |
| 3人世帯 片働き世帯(夫、妻、未就学児1人) (世帯年収約440万円) | ■ 60㎡:5.2万円/月 ■ 70㎡:6.1万円/月 |
| 4人世帯 共働き世帯(夫、妻、中高生2人) (世帯年収約600万円(500万円+100万円)) ※入居4年目以降は、収入超過者となります | ■ 60㎡:5.2万円/月 ■ 70㎡:6.1万円/月 |

- ▶ 「一定以上の収入」がある方(収入超過者)は、入居4年目以降は国が定める方法により計算される”家賃の上限額”に段階的に引き上げられます。

輪島市の “家賃の上限額”の例

鉄筋コンクリート造 : 約16.8万円/月
約70㎡(3LDK)

※上記は例であり、住宅の立地、構造、建設費等により異なります。

(参考①) 所得月額と家賃目安について

| 収入分位 | 所得月額 | 輪島市・内灘町 | | | 七尾市・珠洲市・羽咋市・志賀町 中能登町・穴水町・能登町 | | |
|------|------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| | | 1LDK 約50㎡ | 2LDK 約60㎡ | 3LDK 約70㎡ | 1LDK 約50㎡ | 2LDK 約60㎡ | 3LDK 約70㎡ |
| 1 | 10.4万円以下 | 2.2万円 | 2.7万円 | 3.1万円 | 1.6万円 | 2.0万円 | 2.3万円 |
| 2 | 10.4万円超～12.3万円以下 | 2.6万円 | 3.1万円 | 3.6万円 | 1.9万円 | 2.3万円 | 2.6万円 |
| 3 | 12.3万円超～13.9万円以下 | 2.9万円 | 3.5万円 | 4.1万円 | 2.1万円 | 2.6万円 | 3.0万円 |
| 4 | 13.9万円超～15.8万円以下 | 3.3万円 | 4.0万円 | 4.6万円 | 2.4万円 | 2.9万円 | 3.4万円 |
| 5 | 15.8万円超～18.6万円以下 | 3.8万円 | 4.5万円 | 5.3万円 | 2.8万円 | 3.3万円 | 3.9万円 |
| 6 | 18.6万円超～21.4万円以下 | 4.3万円 | 5.2万円 | 6.1万円 | 3.2万円 | 3.8万円 | 4.5万円 |
| 7 | 21.4万円超～25.9万円以下 | 5.1万円 | 6.1万円 | 7.1万円 | 3.7万円 | 4.5万円 | 5.2万円 |
| 8 | 25.9万円超 | 5.9万円 | 7.0万円 | 8.2万円 | 4.3万円 | 5.2万円 | 6.0万円 |

※同一市(町)内でも地域によって金額は異なります。
 ※家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。

収入超過者となる世帯

▶ 所得月額の算出方法

申込者と同居者全員の所得を合算し、各種控除を差し引いて計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \longleftarrow \text{所得(1人ずつ計算)} \longrightarrow \\ \text{給与所得・公的年金所得・事業所得} - \text{各種控除} \end{array} \right] \div \text{12か月} = \text{所得月額}$$

給与所得(※) = 給与等総収入金額 - 給与所得控除額 ※源泉徴収票の給与所得控除後の給与額
 公的年金所得 = 公的年金支給額 - 公的年金控除額

▶ 収入超過者とは

- 所得月額が15.8万円を超える世帯は、入居4年目以降は、割増家賃が発生するとともに「明渡し努力義務」が生じます。
 ※障害者・高齢者・子育て世帯等は市町ごとに定める所得月額以下の場合、収入超過者にはなりません。
- 高額所得者(5年以上居住し、直近2年連続して所得月額が31.3万円を超える世帯)は、「明渡し義務」が生じ、退去していただく事になります。また、支払う家賃は、国が定める方法で算出される“家賃の上限額”となります。家賃の支払いをしても、明渡しの対象であることは変わりません。

(参考②) 所得月額算定のイメージ (年金暮らし70代夫婦を例に)

STEP.1 収入から所得控除を行い、世帯員ごとに所得額を計算



収入

年金収入・220万円

所得

年金所得・110万円

公的年金控除(※)



収入

年金収入・80万円

所得

公的年金控除(※)

※控除額の詳細は市町で取得する課税証明書で確認できます。

※詳細はお住まいの市町の担当窓口までご確認ください。

STEP.2 世帯員の所得の合計から、各種控除を差し引き、所得月額を計算

世帯所得110万円

扶養控除 …………… 38万円
 所得控除 …………… 10万円
 老人扶養親族等 … 10万円

÷ 12か月

= 43,333円
 (所得月額)

<参考> 各種控除一覧

| 控除の種類 | 内容 | 控除額 |
|---------|----------------------------------|--------|
| 扶養控除 | 申込み者を除く同居者(別居扶養親族を含む)※同居者等の人数分控除 | 38万円 |
| 所得控除 | 給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者 | 10万円 |
| 障害者 | 障害者手帳が交付されている者 | 最大40万円 |
| 老人扶養親族等 | 70歳以上の扶養親族等で、所得58万円以下の者 | 10万円 |
| 特定扶養親族 | 16歳以上23歳未満の扶養親族で、所得58万円以下の者 | 25万円 |
| 寡婦 | 所得500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしていない者など | 27万円 |
| ひとり親 | 所得500万円以下で、所得58万円以下の子と生計を一にする者など | 35万円 |

住まいの確保に困ったときは

Q.今は仮設住宅に住んでいるが、その後はどこに住んだらいいのか… 相談できる身内もないし、どうしたらよい？

A.年齢、世帯構成、収入面などで住まいにお困りの方は、市町への問い合わせのほか、以下に相談してみてもはいかがでしょうか。

① いしかわ被災者支援センター

被災後の再建方法に悩む世帯に、寄り添い伴走支援します。複雑な支援制度をわかりやすく説明したり、必要な専門機関と一緒に相談に行きます。



☎ **076-204-6440** (9時～18時 / 日曜・祝日を除く)

石川県金沢市駅西本町2丁目12番28号 セシボン駅西18 1階B号室

② 居住支援法人

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者など、住まいにお困りの方に対し、県の指定を受けた「居住支援法人」が住まいの確保や生活支援をサポートします。



ホームページから連絡先をご確認ください

③ セーフティネット住宅情報提供システム

住まいにお困りの方が入居できる住宅情報を掲載しています。



ホームページからご確認ください

メモ欄



支援制度の活用例と負担額目安

(R7.12 時点の情報を、全壊の場合を例に掲載します。)

※以下のほか、能登創生住まい支援金を受給できる場合があります。詳細はP24をご覧ください。

〔建設・購入〕 住宅ローンを組んだ場合(金利1.2%、30年返済の場合)

| | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|---|---------------|----------------------|---|---------------|----------------------------------|
| 再建費用 1,800万円 の場合 | 生活再建 地域福祉 | 費用 1,800万円 | — | 生活再建 300万円 | [基礎100万円 加算200万円] | — | 地域福祉 300万円 | [家財50万円 自動車50万円 住宅再建200万円] |
| | 生活再建 利子助成 | 費用 1,800万円 | — | 生活再建 300万円 | [“] | — | | |
| 再建費用 2,400万円 の場合 | 生活再建 地域福祉 | 費用 2,400万円 | — | 生活再建 300万円 | [“] | — | 地域福祉 300万円 | [“] |
| | 生活再建 利子助成 | 費用 2,400万円 | — | 生活再建 300万円 | [“] | — | | |

〔リバースモーゲージ型住宅ローンを利用〕

(金利2.18%、20年生活の場合) ※利子助成を利用せずに地域福祉を利用することもできます

| | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|---|---------------|-------|---|--|--|
| 再建費用 1,800万円 の場合 | 生活再建 利子助成 | 費用 1,800万円 | — | 生活再建 300万円 | [“] | — | | |
|------------------------|--------------|---------------|---|---------------|-------|---|--|--|

〔自宅修理〕

| | | | | |
|------|---------------|----------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 支援制度 | 生活再建 200万円 | [基礎100万円 加算100万円] | 地域福祉 100万円+α | [家財50万円 自動車50万円 住宅再建(最大200万円)] |
|------|---------------|----------------------|-----------------|--------------------------------------|

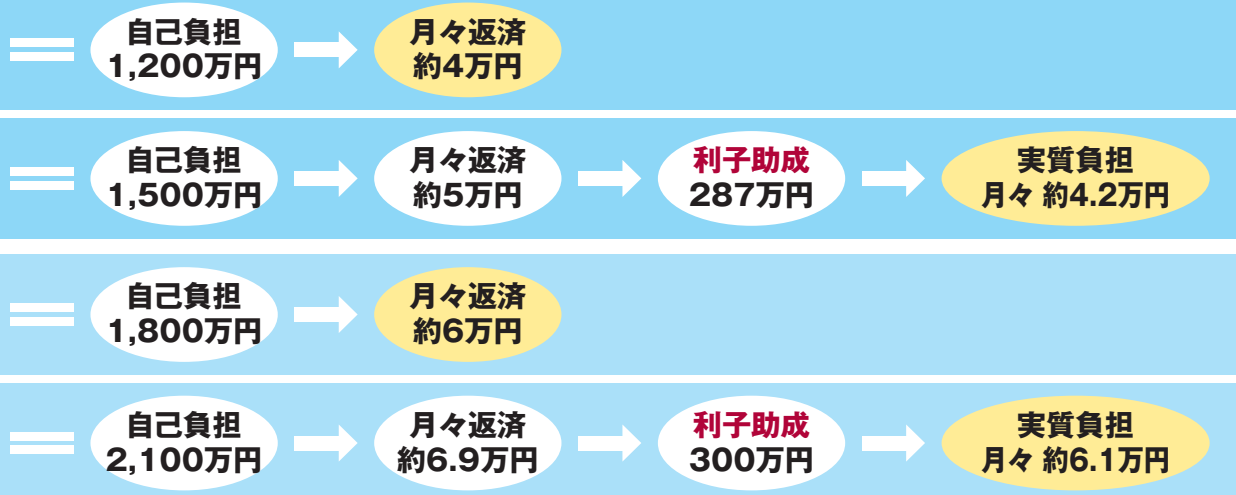
〔民間賃貸住宅〕

| | | | | |
|------|------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 家賃の例 | 1人世帯:4.2万円 4人世帯:約6.5万円 | | ※令和5年住宅・土地統計調査(石川県全域の家賃平均) | |
| 支援制度 | 生活再建 150万円 | [基礎100万円 加算50万円] | 地域福祉 100万円+α | [家財50万円 自動車50万円 住宅再建(最大100万円)] |

凡例

生活再建:被災者生活再建支援金 **利子助成**:自宅再建利子助成事業給付金
地域福祉:地域福祉推進支援臨時特例給付金

〔本ページに関するお問い合わせ〕 県生活再建支援課 ☎076-225-1962



- ▶ 建設・購入費用は「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」の平均値を記載しています。(単身・夫婦向け:約1,800万円、ファミリー向け:約2,400万円)
- ▶ 建設工事費のほか、付帯工事費や諸経費、土地購入費がかかります。
- ▶ **地域福祉**のうち自動車給付金は、自動車を廃車(永久抹消)した場合のみ受給可能です。

〔復興公営住宅〕

| | | |
|------|--|-----------------------------|
| 家賃の例 | 1人世帯:3.5万円 4人世帯:約4.8万円 ※P14「世帯ごとの家賃のイメージ」より | |
| 支援制度 | 生活再建 100万円 [基礎100万円] | 地域福祉 100万円 [家財50万円 自動車50万円] |



各種支援制度

被災者生活再建支援金

お問い合わせ／
被災された市町



対象

罹災区分が半壊以上の世帯等

支援額

罹災区分や再建方法により
金額が異なります。

| 区分 | 基礎支援金 | 住宅の再建方法 | 加算支援金 |
|------------------------------|-------|------------|-------|
| 全壊 半壊解体 長期避難 敷地被害解体 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 |
| | | 補修 | 100万円 |
| 大規模半壊 | 50万円 | 賃借(公営住宅除く) | 50万円 |
| 中規模半壊 半壊 | | 建設・購入 | 100万円 |
| | | 補修 | 50万円 |
| | | 賃借(公営住宅除く) | 25万円 |

※単身世帯の場合は上記金額の3/4の金額になります。

※一部市町では、支給額の上乗せや、準半壊・一部損壊世帯への補助を実施しています。

地域福祉推進支援臨時特例給付金

お問い合わせ／給付金事務局
☎076-225-1956



対象

能登6市町で半壊以上等の被災をし、以下のいずれかを満たす世帯

- ①高齢者がいる ②障害者がいる ③児童扶養手当を受給
- ④住民税非課税・均等割のみ課税 ⑤離職・廃業
- ⑥一定のローン残高 ⑦資金の借入不可 ⑧家計急変

支援額

▶家財給付金 … 50万円 ▶自動車給付金 … 50万円

▶住宅再建給付金(※) 最大200万円(賃借:最大100万円)

※住宅再建費用から加算支援金を差し引いた額を上限額まで支援

※能登6市町内で再建する方が対象

自宅再建利子助成事業給付金

お問い合わせ／県生活再建支援課
☎076-225-1968



対象

以下のいずれかに該当し、収入要件を満たす世帯

- ①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難
- ③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件

- 世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
- 23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限はありません

支援額

最大300万円(自宅再建のための住宅ローンの利子分を支援)

※地域福祉推進支援臨時特例給付金と自宅再建利子助成事業給付金は、
いずれか一方のみ受給可能です。

Q.地域福祉推進支援臨時特例給付金と自宅再建利子助成給付金。 どちらも要件を満たす場合、どちらを申請すればいいですか？

A. 受給額の多い方を選択してください。利子助成給付金は、借入額・金利・返済期間により受給額が異なります。

もし臨時特例給付金を受給済みでも、利子助成給付金を申請することができます(別途手続きあり)。

詳しくは石川県までお問い合わせください(076-225-1968)。

ケース① 住宅再建費用1,800万円をすべて住宅ローンで賄う場合 (自動車被災あり)

地域福祉

- 家財給付金 …………… 50万円
 - 自動車給付金 …………… 50万円
 - 住宅再建給付金 …… 200万円
- 受給額:300万円

利子助成

- 金利1.2%、20年返済の利子合計
約226万円 → 受給額:約226万円
- 金利1.2%、35年返済の利子合計
約405万円 → 受給額:約300万円

ケース② 住宅修理費用250万円をローンで賄う場合(自動車被災なし)

地域福祉

- 家財給付金 …………… 50万円
 - 自動車給付金 …………… 0万円
 - 住宅再建給付金 …… 150万円
- ※再建費用250万円ー加算支援金100万円
- 受給額:200万円

利子助成

- 金利1.2%、10年返済の利子合計
約15万円 → 受給額:約15万円
- 金利1.2%、15年返済の利子合計
約23万円 → 受給額:約23万円

民間賃貸住宅入居助成、公営住宅入居助成、 転居費用助成

お問い合わせ／
被災された市町

対 象

- ①～③のいずれかを満たす世帯
① 半壊以上 ② 敷地被害解体、長期避難
③ 応急仮設住宅等から供与期間内に退去



支援額

- ▶ 民間賃貸住宅入居助成 …… 20万円
- ▶ 公営住宅入居助成 …………… 10万円
- ▶ 転居費用助成 …………… 10万円

住宅耐震化促進事業

被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、
耐震改修や傾斜修復などによる住宅の修理・建替えを支援します。

お問い合わせ／
被災された市町

対 象

地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復^(※)など
※傾斜修復は「被災宅地復旧支援事業」でも対象ですが、いずれかを選択



支援額

定額210万円 ※耐震診断により耐震性がないとされた住宅が対象

被災宅地復旧支援事業

地震により被害を受けた宅地を復旧するため、
所有者が実施する擁壁・宅地・のり面等の復旧などを支援します。

お問い合わせ／
被災された市町

対 象

擁壁・宅地・のり面等の復旧、液状化の再度災害防止
のための地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復^(※)
※傾斜修復は「住宅耐震化促進事業」でも対象ですが、いずれかを選択



支援額

最大766.6万円 (対象となる工事費：上限1200万円)
※工事金額から50万円を差し引いた額の2/3

このほか、市町独自の上乗せ支援や、定住促進、木材活用や省エネ等でも支援制度を
設けている場合がありますので、まずは、被災された市町に確認してみてください。

能登創生住まい支援金

被災地において、住宅の新築・購入や修繕を行う世帯に対し、かかった工事費の一部を支援します。

お問い合わせ／
被災された市町



▶ 対象世帯

以下のすべてを満たす世帯が対象です。

- 罹災証明書で「半壊」以上の判定を受けている世帯
- 発災前の居住市町が内灘町以北の能登12市町の世帯
- 発災前の居住市町で住まいを再建する世帯

▶ 基準支援額

以下のどちらか低いほうの金額を支給します。

- 基準支援額
 - ▶ 新築・購入する場合
…………… 最大200万円
 - ▶ 修繕する場合
…………… 最大100万円
- かかった工事費総額の10%

留意事項

▶ 既存の支援制度(※)の支援額の範囲内で住宅が再建がされた場合、本支援の対象外となります。

(※)被災者生活再建支援金(加算支援金分)、地域福祉推進支援臨時特例給付金(住宅再建給付金分)又は自宅再建利子助成事業給付金、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

▶ また、市町によって受給条件が異なる場合や独自の上乗せ制度を実施している場合があります。

▶ 申請の手続きについては、お住まいの市町にご確認ください。

住宅ローンなどの既存債務でお困りの方へ

① 県の補助金を利用する(二重ローンの負担軽減)

新たな住宅ローンを組む場合に、被災住宅に係る既存住宅ローンの利子の一部を支援します。



対 者

以下をすべて満たす方

- ・地震前から元々持っている住宅ローンが500万円以上
- ・住宅再建のため契約した住宅ローンが300万円以上
- ・収入が1,000万円以下

支援額

最大50万円(元々持っている住宅ローンにかかる利子分を支援)

② 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用する

住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、本ガイドラインにより、住宅ローン等の減額や免除を申し出ることができます。



メリット1

手続支援は
無料(※)

メリット2

義援金等に加え財産の一部を
手元に残せる

メリット3

個人信用情報として
登録されない

(※)弁護士等の「登録支援専門家」による手続き支援を無料で受けられます

まずは、借入金額が一番多い金融機関等にお問い合わせください。
わからないことは、金沢弁護士会(☎076-221-0242)へのご相談も検討ください。



お問い合わせ先

| ページ | 項目 | 問合せ先 | 県の担当課 | 県担当課 電話番号 |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| P6 | いしかわ型復興住宅モデルプラン集 | 各事業者 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P7 | 災害復興住宅融資 | 住宅金融支援機構 ☎0120-086-353 | — | — |
| P9 | 住まいの再建相談・受付窓口 | ☎0120-123-688 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P9 | 震災住宅相談 ボランティアダイヤルいしかわ | ☎0120-868-616 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P10 | 応急修理制度 | 各市町 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P10 | 住宅修理トラブル | 消費者ホットライン☎188 住まいダイヤル☎0570-016-100 | — | — |
| P13 | 復興公営住宅 | 各市町 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P17 | いしかわ被災者支援センター | ☎076-204-6440 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P17 | 居住支援法人 | 各法人 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P21 | 被災者生活再建支援金 | 各市町 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P21 | 地域福祉推進支援臨時特例給付金 | ☎076-225-1956 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P21 | 自宅再建利子助成事業給付金 | ☎076-225-1968 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P23 | 民間賃貸住宅入居助成、 公営住宅入居助成、 転居費用助成 | 各市町 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P23 | 住宅耐震化促進事業 | 各市町 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P23 | 被災宅地復旧支援事業 | 各市町 | 建築住宅課 | 076-225-1777 |
| P24 | 能登創生住まい支援金 | 各市町 | 創造的復興推進課 | 076-225-1981 |
| P25 | 二重ローンの負担軽減 | 県 | 生活再建支援課 | 076-225-1962 |
| P25 | 自然災害ガイドライン | ・借入先金融機関 ・金沢弁護士会 ☎076-221-0242 | 北陸財務局 金融監督 076-292-7859 第一課 | |

いしかわ被災者支援センター

被災後の再建方法に悩む世帯に、寄り添い伴走支援します。複雑な支援制度をわかりやすく説明したり、必要な専門機関と一緒に相談に行きます。



☎ 076-204-6440 (9時~18時 / 日曜・祝日を除く)

石川県金沢市駅西本町2丁目12番28号 セシボン駅西18 1階B号室



< 発行 >



**石川県能登半島地震復旧・復興推進部
生活再建支援課**

☎076-225-1962

✉ e115300@pref.ishikawa.lg.jp

2025(R7).12 発行

